

2013年5月31日

6月3日より岡崎信用金庫において、「新・百花凜々」を販売開始いたします。

三井住友海上プライマリー生命 変額個人年金保険 LGシリーズ

新・百花凜々

変額個人年金保険(08) [しん ひゃっかりんりん]

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上プライマリー生命保険株式会社(社長:北川 鉄夫)は、2013年6月3日より岡崎信用金庫(理事長:大林 市郎)において、変額個人年金保険(08)『新・百花凜々』を販売開始いたします。

『新・百花凜々』は、ご契約の1年後から一生涯の年金をお受取りいただける変額個人年金保険です。被保険者が生存している間、一生涯にわたって年金をお受取りいただけるため、年金が途切れる心配がありません。

積立金は特別勘定で運用し、運用成果によっては年金額のステップアップが毎年期待できます。なお、一度ステップアップした年金額は一部解約をしない限り下がることはありません。

また、払込保険料相当額(基本保険金額)の100%が最低保証されます。そのため、積立期間中に被保険者が死亡された場合、死亡保険金が払込保険料相当額(基本保険金額)を下回ることはありません。年金支払期間中に被保険者が死亡された場合でも、受取総額(死亡一時金額と既払年金累計額を合算した額)は、払込保険料相当額(基本保険金額)を下回ることはありません。

『新・百花凜々』はご自身のための年金をお考えのお客さまだけでなく、配偶者やお子さまに年金を引き継がせたい方、万が一ご自身が死亡されたときのご遺族のことをお考えの方など、さまざまなお客さまのニーズにお応えできる商品となっております。

商品の特徴とイメージ図

特徴① 『すぐに・ずっと』

ご契約の1年後から、一生涯の年金をお受取りいただけます。

- ・ 基本年金額は一時払保険料(基本保険金額)の3%となります。
- ・ 積立金がなくなっても被保険者が生存中、一生涯にわたって年金をお受取りいただけます。
- ・ この年金は年12回、年6回、年2回に分割してお受取りいただくこともできます。

特徴② ふやす

運用成果により、年金額のステップアップが期待できます。

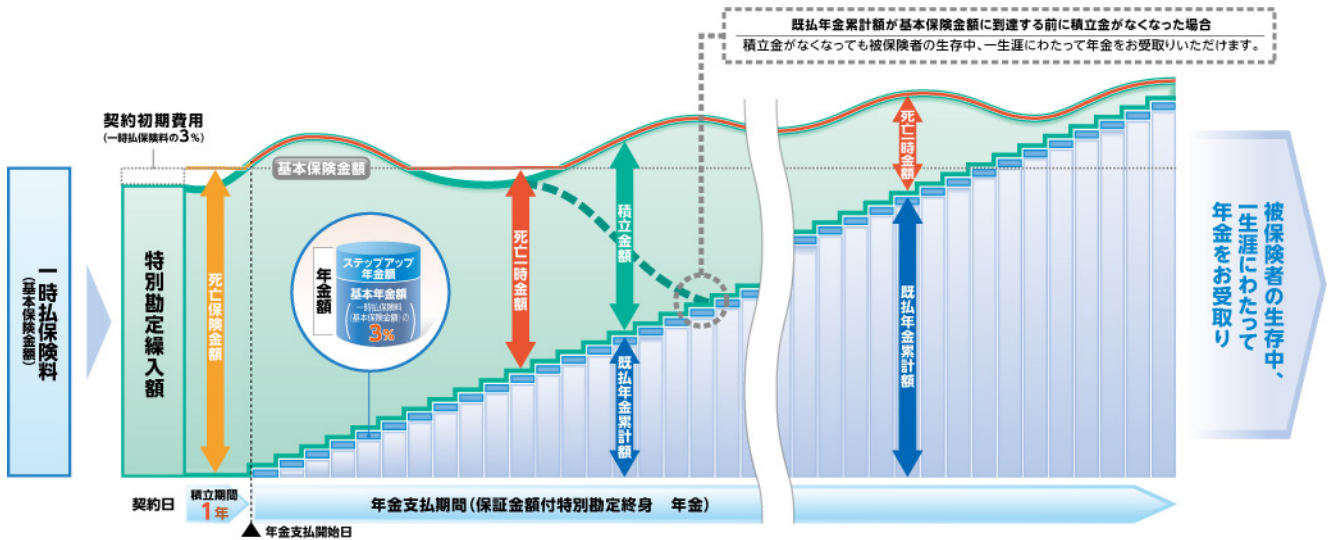
- ・ 積立期間中と年金支払期間中は積立金を特別勘定で運用します。
- ・ 特別勘定の運用成果により、お受取りいただける年金額のステップアップが毎年期待できます。
- ・ なお、一度ステップアップした年金額は一部解約しない限りその後、下がることはありません。

特徴③ まもる

万が一の場合、払込保険料相当額(基本保険金額)の100%を最低保証します。

- ・ 積立期間中に被保険者が死亡された場合、死亡保険金は払込保険料相当額(基本保険金額)を下回ることはありません。
- ・ 保証金額付特別勘定終身年金の支払期間中に被保険者が死亡された場合、受取総額(死亡一時金額と既払年金累計額を合算した額)は、払込保険料相当額(基本保険金額)を下回ることはありません。

【イメージ図】



※ 上図はイメージ図であり、将来の積立金額等を保証するものではありません。実際の積立金額等は運用実績により、変動(増減)します。

※ 上図は、積立期間中ならびに年金支払期間中に解約、一部解約および増額がなかった場合のものです。

※ 詳しくは、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をご覧ください。

■ 変額個人年金保険(08) 商品概要

基本保険金額 (一時払保険料)	300万円以上 5億円以下(1万円単位) ※同一被保険者で、本商品以外に三井住友海上プライマリー生命の変額商品のご契約がある場合には、合算して5億円を超えることができません。											
契約年齢(契約日における被保険者の満年齢)	51～80歳											
積立期間	1年											
年金支払開始年齢	52～81歳											
保険料の払込方法	一時払のみ											
クーリング・オフ	<u>クーリング・オフ制度(お申し込みの撤回・契約の解除)の対象です。</u>											
特別勘定												
特別勘定の名称	バランス 25											
特別勘定の資産比率	国内株式 15%、外国株式*10%、国内債券 45%、外国債券* 30% *為替ヘッジあり											
年金												
年金種類	保証金額付特別勘定終身年金											
年金支払期間	終身											
年金額	基本年金額+ステップアップ年金額											
基本年金額	年金支払日の基本保険金額の3%											
ステップアップ年金額	基準日(契約日から1年ごとの契約応当日の前日)の運用成果に応じて、基準日の翌日以後の年金額がステップアップする可能性があります。											
年金の種類の変更	<p>所定の条件のもと特別勘定で運用する年金から一般勘定で運用する次の定額年金への変更が可能です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年金種類</th> <th>年金支払期間(保証期間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確定年金</td> <td>5年、10年、15年、20年</td> </tr> <tr> <td>保証期間付終身年金</td> <td>終身(5年、10年、15年)</td> </tr> <tr> <td>保証期間付夫婦年金</td> <td>終身(5年、10年、15年)</td> </tr> <tr> <td>年金総額保証付終身年金</td> <td>終身</td> </tr> </tbody> </table>		年金種類	年金支払期間(保証期間)	確定年金	5年、10年、15年、20年	保証期間付終身年金	終身(5年、10年、15年)	保証期間付夫婦年金	終身(5年、10年、15年)	年金総額保証付終身年金	終身
年金種類	年金支払期間(保証期間)											
確定年金	5年、10年、15年、20年											
保証期間付終身年金	終身(5年、10年、15年)											
保証期間付夫婦年金	終身(5年、10年、15年)											
年金総額保証付終身年金	終身											
付加できる主な特約												
遺族年金支払特約	<p>被保険者が死亡された場合に、死亡保険金または保証金額付特別勘定終身年金における死亡一時金の全部または一部を、一括でのお受取りにかえて年金形式で受取ることができる特約です。</p> <p>年金受取人：死亡保険金の場合は死亡保険金受取人、死亡一時金の場合は年金受取人 年金種類：確定年金(年金支払期間:5、10、15、20、25、30年)</p>											
年金分割支払特約	<p>年金受取人の申し出により、特約を付加することで、毎年の年金を分割してお受取りいただけます。(遺族年金支払特約による年金ならびに一般勘定で運用する定額年金は分割してお受取りいただけません。)</p>											

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■市場リスクについて

この保険は、払込みいただいた保険料を投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額等が変動(増減)するしくみの生命保険商品です。特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

■預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■お客さまにご負担いただく費用について (この商品に係る費用の合計は、以下の費用の合計となります。)

●ご契約時にご負担いただく費用

契約初期費用として、一時払保険料の3%を特別勘定への繰入前に一時払保険料から控除します。

●特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用(積立金から控除します。)

- ・ 保険関係費として、積立金額に対して年率2.74%/365を乗じた金額を毎日控除します。
- ・ 資産運用関係費として、特別勘定の資産残高に対して年率0.1575%程度(消費税込)/365を乗じた金額を毎日控除します。なお、資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

●一般勘定で運用する年金支払期間中にご負担いただく費用(遺族年金支払特約による年金支払期間中も含みます。)

年金管理費として、年金額に対して1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。

●解約時・一部解約時にご負担いただく費用

契約日(増額部分については増額日)から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日(増額日)からの経過年数に応じて解約控除対象額(解約の場合は基本保険金額、一部解約の場合は一部解約請求金額)に解約控除率(3.4%~0.4%)を乗じた金額(解約控除額)が積立金額から差引かれます。

■ご注意いただきたい事項

- 運用実績によっては、年金額がステップアップしない場合があります。
- 保証金額付特別勘定終身年金の支払期間中に一部解約をした場合には、ステップアップ年金額は減額されません。
- 受取総額の保証率は課税前のものであり、課税後の受取総額はこの保証率を下回る場合があります。

※上記は商品の主な特徴を記載したものです。詳しくは「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をご覧ください。

※上記商品に関する詳細な情報については、当社ホームページ(<http://www.ms-primary.com>)をご覧ください。